

≫子育て世代への住宅取得助成等≪

『総合政策課 ー3階11番窓口ー』

○子育て世代定住化促進奨励金

持ち家のない子育て世代の方が住宅を取得した場合、新築住宅には最高50万円、中古住宅には一律25万円の奨励金を交付します。また、親と同居すると10万円、近居すると5万円が加算されます。（親は、1年以上吉見町に継続して居住していること）

奨励金額

新築住宅	住宅取得価格（土地取得価格を除く）の5%（上限50万円） *千円未満切り捨て このうち、44万3千円（ $44\text{万}3\text{千}$ ）を超える部分は、地域通貨で交付します。
中古住宅	一律25万円 このうち、1万5千円（ $1\text{万}5\text{千}$ ）は、地域通貨で交付します。
同居加算	10万円の加算 子育て世代の方とその親が同一の住宅で同居する場合
近居加算	5万円の加算 子育て世代の方とその親が吉見町に居住する場合

○子育て世代同居増築奨励金

子育て世代と親が同居するために既存住宅（子育て世代又は親が所有する住宅）を増築（10㎡以上の居住区画）した場合に、最高20万円の奨励金を交付します。（子育て世代又は親の内、増築工事の契約をした方が申請者になります。）

奨励金額

増築	増築価格の5%以内（上限20万円）*千円未満切り捨て このうち、1万5千円（ $1\text{万}5\text{千}$ ）は地域通貨で交付します。
----	--

共通項目

🍓子育て世代

- ・中学生以下の子を扶養する世帯
- ・出産予定のある世帯（妊婦のいる世帯）
- ・夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満である世帯

🍓親

- ・子育て世代の世帯主又はその配偶者の1親等の直系尊属で吉見町に1年以上継続して居住している者

🍓奨励金の返還

- ・5年以内に転居又は転出、住宅の売却などをした場合は、奨励金を返還していただきます。

🍓申請方法

- ・申請書に必要書類を添付して、総合政策課に提出してください。
（申請書は町ホームページからダウンロードできます。）

🍓事業期間

- ・令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年9月30日まで

≫その他のサービス≪

○パパ・ママ応援ショップ ～アプリ版は切り替え手続きが不要です！～

県内の協賛店舗で優待カードを提示すると各店舗の優待が受けられます。

- 【対象者】・18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様がいる世帯の方
・妊娠中の方がいる世帯の方

(同居別居にかかわらず、日ごろ子育てを支援してくれる祖父母の方も利用可)

【配布予定場所】吉見町役場子育て支援課・吉見町保健センター・子育て支援センター

※配布時にお子様の年齢がわかるもの(健康保険証等)のご提示をお願いします。



- ★有効期限 2025年3月末日
- ★優待カード又はアプリ画面を協賛店舗にご提示ください。
- ※優待カード裏面の氏名欄未記入の場合には、特典を受けることができません。必ずご記入ください。

県公式スマホアプリ「まいたま」内「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得すれば、改めて窓口にお越しただいて新しいカードを入手する必要がなくなります。更新の手間が不要な、パパ・ママ応援ショップ優待カードのアプリ版をぜひご利用ください。

「まいたま」アプリ取得QRコード→



◎平成28年4月から全国で利用できます！！◎

- ◆全国で利用できる協賛店は左のマークが目印です。
- ◆ただし一部の自治体及び協賛店では利用できない場合があります。
- ◆また自治体によって利用できる対象世帯の要件が異なります。

○ママ・リフレッシュ事業

毎日子育てに忙しいママ(パパ)に、気分転換を図ってもらい、楽しく子育てを続けてもらうため、子供連れでも安心して利用できるサービスを県内の企業などに提供いただくのが、「ママ・リフレッシュ事業」です。

【サービスの例】親子向けイベントの開催やスタッフによる託児サービスの提供など

○3キュー子育てチケット ～スマートフォンからも申請できます！～

埼玉県では多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、第3子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、育児サービス等に利用できるチケットを配布しております。出生届提出後、「住民票」または「こども医療費受給者証」をご用意いただき、スマートフォンまたはパソコンから電子申請してください。(申請書(紙)で郵送による申請も可能です。申請書は子育て支援課窓口・保健センターでも配布しております。)

【対象】第3子以降の子どもが生まれた世帯

【申請期限】第3子以降の子どもが生まれた年の翌年6月30日まで

【対象のサービス例】

ファミリーサポートセンターのサービス・家事支援サービス・一時預かりなど

「パパ・ママ応援ショップ」「ママ・リフレッシュ事業」「3キュー子育てチケット」の協力店やサービスの内容は埼玉県のホームページで検索できます。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○赤ちゃんの駅・おむつ交換や授乳が出来る場所（公共施設）

下記の施設では、おむつ交換や授乳の際にご利用いただけるよう、授乳スペースやベビーベッド、おむつ交換台などを設置していますので、ご利用ください。

施設名	住所	おむつ交換	授乳
吉見町役場	吉見町大字下細谷411	○	○
道の駅いちごの里よしみ	吉見町大字久保田1737	○	
吉見百穴	吉見町大字北吉見324	○	
福社会館	吉見町大字下細谷1216-1	○	○
保健センター	吉見町大字下細谷1212	○	○
フレサよしみ	吉見町大字中新井508	○	○
東野ふれあいセンター	吉見町東野5丁目15-7	○	
西部ふれあいセンター	吉見町大字北吉見1717-1	○	
東公民館	吉見町大字蚊斗谷132	○	○
西公民館	吉見町大字北吉見2823	○	○
南公民館	吉見町大字前河内309-1	○	○
北公民館	吉見町大字地頭方532-1	○	○
町民体育館	吉見町大字中新井493-1	○	
ふれあい広場	吉見町大字小新井142	○	
図書交流館	吉見町大字中新井500-1	○	○
埋蔵文化財センター	吉見町大字北吉見321	○	
*よしみけやき保育所	吉見町大字中新井467	○	○
*子育て支援センター	吉見町大字中新井467	○	○

「*」の施設は赤ちゃんの駅ではありませんがおむつ交換などができます。県内の設置状況については、埼玉県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○もしものために ～ツイッター・フェイスブック～

吉見町では、防災無線等の緊急情報をはじめとする行政情報をツイッター・フェイスブックで発信しています。災害時の情報確認手段のひとつとして、ご利用ください。

「吉見町公式ツイッター」

<https://twitter.com/yoshimimachi>



ツイッターQRコード

「吉見町公式フェイスブック」

<http://www.facebook.com/yoshimimachi>



フェイスブックQRコード